

前回（８月５日）以降の原子力規制庁の動き

令和８年９月２日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

7/29 第24回原子力規制委員会

- ④ 中部電力株式会社の不正行為を踏まえた地震動評価プロセスの明確化に関する検討の進め方

8/19 第26回原子力規制委員会

- ③ 令和7年度原子力事業者防災訓練の結果及び令和8年度の訓練実施方針
- ④ 令和8年度第1四半期の原子力規制検査等の結果

8/20 第27回原子力規制委員会 臨時会議

- ① 令和8年度第1四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）

8/26 第28回原子力規制委員会

- ② 原子力規制検査制度の鍵となる要素に係る取組状況の検証の状況（中間報告２回目）

審査実績

【6号機 設置変更許可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：8/19, 8/25

資料提出：なし

【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：8/4, 8/6, 8/17, 8/20

資料提出：なし

【6号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：8/18

資料提出：なし

【6号機 長期施設管理計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：7/30

資料提出：なし

【7号機 設置変更許可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：8/19, 8/25

資料提出：なし

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：8/4, 8/6, 8/17, 8/20

資料提出：なし

【7号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：8/18, 8/19, 8/26, 8/31

資料提出：なし

【保安規定の変更認可に関するもの】

審査会合：8/27

ヒアリング：8/5

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

8/14 令和8年度第1四半期の安全実績指標の報告を原子力事業者等から受理

8/19 報告書の公表 令和8年度(第1四半期)

8/27 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号炉の長期施設管理計画認可申請書の一部補正を受理

被規制者との面談

8/3 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所における放射線測定設備構成機器の更新について

8/26 柏崎刈羽原子力発電所第6号機の設計及び工事の計画の認可申請(可搬型重大事故等対処設備の更新等)並びに第7号機の設計及び工事の計画の変更認可申請(可搬型重大事故等対処設備の更新等)に関する面談

8/27 新規制基準適合性審査(関西電力(株)美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所並びに東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請(重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設を構成する設備の運転上の制限に係る記載の一部見直し)に関する審査会合への対応について

その他

8/5 柏崎刈羽原子力発電所6号炉長期施設管理計画認可申請に関する現地確認等について

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

- ・全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開：<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開：<https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・47都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載：<https://www.envraddb.go.jp/>

以 上

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和 8 年度(第 1 四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

令和 8 年 8 月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	2
4. 検査内容	2
別添 1 確認資料	
1 日常検査	別添 1-1
2 チーム検査	別添 1-11

1. 実施概要

(1) 事業者名： 東京電力ホールディングス株式会社

(2) 事業所名： 柏崎刈羽原子力発電所

(3) 検査期間： 令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

(4) 検査実施者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

伊藤 信哉

松宮 壽人

磯野 誠司

伊藤 健

原子力規制部検査グループ専門検査部門

上田 洋

南川 智嗣

大江 勇人

津田 光伸

義崎 健

永井 正雄

検査補助者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

北村 晋哉

阿部 幸雄

百瀬 元善

原子力規制部検査グループ専門検査部門

藤本 文明

田中 隼人

平沢 淳

2. 運転等の状況

号機	電気出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1 号機	110.0	停止中
2 号機	110.0	停止中
3 号機	110.0	停止中
4 号機	110.0	停止中
5 号機	110.0	停止中
6 号機	135.6	運転中

7 号機	135.6	停止中
------	-------	-----

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第1四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

3.2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) BM0020 定期事業者検査に対する監督

検査項目 定期事業者検査

検査対象

- 1) 6号機 総合負荷性能検査【令和7年度第4四半期に検査を開始したもの】
- 2) 7号機 火災防護設備(ディーゼル駆動消火ポンプ)検査
- 3) 7号機 代替原子炉補機冷却系設備検査【検査未了】

(2) BM1040 ヒートシンク性能

検査項目 ヒートシンク性能

検査対象

- 1) 5号機 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系復旧作業
- 2) 7号機 原子炉補機冷却海水系水張り作業

(3) BM0060 保全の有効性評価

検査項目 保全の有効性評価

検査対象

1) 6号機 保全の有効性評価【検査未了】

(4) BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

1) 6号機 制御棒引抜操作における「制御棒引抜阻止」不動作(LCO逸脱事象)【令和7年度第4四半期に検査を開始したもの】

(5) BM0110 作業管理

検査項目 作業管理

検査対象

1) 6号機 電動弁開閉試験時における区分3原子炉隔離時冷却系蒸気管流量大警報発生【検査未了】

2) 6号機 原子炉再循環ポンプ低速運転における不具合対応【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】

3) 試験用測定機器の校正期限の管理体制

4) 6号機 電動弁駆動部の事故時環境下における動作不良の可能性に係る対応

5) 6号機 局部出力領域モニタ校正作業

6) 2号機 非常用ガス処理系自動起動検査

7) 地中埋設物の干渉に起因する6号機大物搬入建屋杭の損傷後の対策【令和7年度第4四半期に検査を開始したもの】

8) 154kV 荒浜線停止作業

(6) B00010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

1) 6号機 高圧代替注水系ポンプ手動起動試験、高圧代替注水系電動弁手動全開全閉試験

2) 6号機 原子炉隔離時冷却系電動弁手動全開全閉試験、原子炉隔離時冷却系手動起動試験

3) 6号機 非常用ディーゼル発電機(B)手動起動試験

4) 6号機 主蒸気隔離弁10%閉試験

5) 1号機 中央制御室非常用換気空調系起動試験

6) 3号機 非常用ガス処理系手動起動試験(A系)

(7) B01020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

- 1) 6号機 制御棒駆動水ポンプ(A) メカニカルシール交換作業終了後の系統構成
- 2) 6号機 高圧代替注水系ポンプ手動起動試験後の高圧代替注水設備の系統構成

(8) B01030 原子炉起動・停止

検査項目 原子炉起動停止

検査対象

- 1) 6号機 原子炉起動【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】

(9) B01040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

- 1) 6号機制御棒駆動水ポンプ(A)のメカニカルシールの漏えいを伴う運転継続【令和7年度第3四半期に検査を開始したもの】
- 2) 2号機 非常用ディーゼル発電機(A)排気管サポートの耐震補強ボルト脱落
- 3) 5号機 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機における燃料油にじみ
- 4) 6号機 炉心熱的制限値監視装置自動バイパス警報発生

(10) B01070 運転員能力

検査項目 中央制御室・現場での運転員の活動状況

検査対象

- 1) 6号機 原子炉隔離時冷却系蒸気管流量大警報発生の情報共有の遅れ

(11) BE0010 自然災害防護

検査項目 自然災害防護

検査対象

- 1) 台風6号接近時の原子力施設に対する状態管理

(12) BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

- 1) 6号機 廃棄物処理系トレンチエリア熱感知器予備警報発生【検査未了】
- 2) 防火帯の管理【令和7年度第4四半期に検査を開始したもの】

(13) BE0030 内部溢水防護

検査項目 内部溢水防護

検査対象

- 1) 7 号機 電解鉄イオン供給装置エリアの内部溢水防護対策

(14) BE0060 重大事故等対応要員の能力維持

検査項目 重大事故等発生時に係る力量の維持向上のための教育及び訓練

検査対象

- 1) 可搬型代替注水ポンプ改造に伴う力量付与訓練

(15) BE0090 地震防護

検査項目 地震防護

検査対象

- 1) 6、7 号機 基準地震動の策定【令和 7 年度第 4 四半期に検査を開始したもの】

(16) BE0100 津波防護

検査項目 津波防護

検査対象

- 1) 低レベル放射性廃棄物輸送作業時における地震発生・津波警報等発令時対応訓練

(17) BR0010 放射線被ばくの管理

検査項目 放射線被ばくの管理

検査対象

- 1) 放射線量測定装置作動状況と点検記録
2) 6 号機 廃棄物処理系トレンチエリア床ハッチ閉め忘れ事象【検査未了】

(18) BR0070 放射性固体廃棄物等の管理

検査項目 放射性廃棄物でない廃棄物

検査対象

- 1) 放射性廃棄物でない廃棄物未判断資機材(フロンガス)の搬出処分(保安規定違反事象)【検査未了】

検査項目 事業所外運搬物(新燃料、使用済燃料除く)

検査対象

- 1) 低レベル放射性廃棄物の搬出

(19) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 半期検査

検査対象

- 1) 6 号機 長期施設管理計画認可申請の記載誤り原因分析と図書作成手順の対策【令和 7 年度第 4 四半期に検査を開始したもの】【検査未了】
- 2) オペレーションミスの低減 根本原因分析結果に基づく改善策の実施【検査未了】

(20) BQ0040 安全実績指標の検証

検査項目 安全実績指標の検証

検査対象

- 1) 2025 年度安全実績指標の検証

4.2 チーム検査

(1) BM0010 使用前事業者検査に対する監督

検査項目 使用前事業者検査(変更工事)

検査対象

- 1) 7 号機 特定重大事故等対処施設【検査未了】
- 2) 7 号機 新規制基準への適合性に係る工事【令和 5 年度第 4 四半期に検査を開始したもの】【検査未了】
- 3) 6 号機 新規制基準への適合性に係る工事【令和 6 年度第 3 四半期に検査を開始したもの】

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和8年度(第1四半期)

原子力規制検査報告書

(核物質防護に係る基本検査)

令和8年8月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	1
4. 検査内容	2
別添 1 検査指摘事項等の詳細	別添 1-1
別添 2 確認資料	
1 日常検査	別添 2-1
2 チーム検査	別添 2-3

1. 実施概要

(1) 事業者名: 東京電力ホールディングス株式会社

(2) 事業所名: 柏崎刈羽原子力発電所

(3) 検査期間: 令和8年4月1日～6月30日

(4) 検査実施者:

柏崎刈羽原子力規制事務所 2名

放射線防護グループ核セキュリティ部門 4名

2. 運転等の状況

号機	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	停止中(定期検査中)
2号機	停止中(定期検査中)
3号機	停止中(定期検査中)
4号機	停止中(定期検査中)
5号機	停止中(定期検査中)
6号機	運転中
7号機	停止中(定期検査中)

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や核物質防護に関する事項、防護措置の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の防護措置、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第1四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

重要度又は規制措置が確定した検査指摘事項等は、以下のとおりである。

詳細は、別添1参照

(1)

件名	柏崎刈羽原子力発電所防護区域等の出入管理システムの一部機能喪失
検査運用ガイド	PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行) PP1514 出入口における鍵の管理

	PP1526 防護設備の点検及び保守
検査種別	チーム検査／日常検査
事象の概要	令和8年3月4日、原子力検査官(以下「検査官」という。)が原子力規制検査(日常検査)において、柏崎刈羽原子力発電所で発生した「6・7号機中央制御室における不適切な退域事案(令和8年2月18日発生)」について事業者の詳細を確認したところ、本件は、出入管理装置に係る不具合が是正されなかったこと等が原因であったことが判明した。
重要度/深刻度	緑/SLIV(通知なし)

3.2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) PP1102 特定核燃料物質の常時監視

検査対象

- 1) 特定核燃料物質の常時監視に関する設備
- 2) 特定核燃料物質の常時監視に関する装置
- 3) 特定核燃料物質の常時監視に関する巡視記録

(2) PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1) 防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者

(3) PP1303 個人の信頼性確認

検査対象

- 1) 個人の信頼性確認に関する現場確認

(4) PP1401 防護区域等への人の立入り(一時立入者の監督)

検査対象

- 1) 防護区域へ立ち入る一時立入者の監督

(5) PP1402 防護区域への車両の立入り

検査対象

- 1) 防護区域への入域許可証の発行を受けた車両

(6) PP1403 周辺防護区域及び立入制限区域への車両の立入り

検査対象

- 1) 周辺防護区域及び立入制限区域の車両入口を通過する車両

(7) PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)

検査対象

- 1) 防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品

(8) PP1407 防護区域の出入口の措置(金属探知機、核物質検知装置等による点検)

検査対象

- 1) 防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域する人、車両及び持ち出される荷物

(9) PP1408 防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)

検査対象

- 1) 防護区域等の出入口

(10) PP1503 周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1) 周辺防護区域の柵等

(11) PP1504 周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 周辺防護区域の柵等に沿って設置している人の侵入を確認できる設備

(12) PP1505 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1) 立入制限区域境界の柵等

(13) PP1507 立入制限区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 立入制限区域の柵等に沿って設置している人の侵入を確認できる設備
- 2) 立入制限区域の柵等に沿って設置している人の侵入を確認できる装置

(14) PP1508 防護区域等の巡視

検査対象

1) 巡視時の器材及び巡視記録

(15) PP1514 出入口における鍵の管理

検査対象

- 1) 鍵本体
- 2) 鍵貸出し簿
- 3) 点検簿

(16) PP1520 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中の作業又は巡視(加工(区分Ⅰ)、貯蔵施設は適用なし)

検査対象

- 1) 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中での作業
- 2) 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中での巡視

(17) PP1526 防護設備の点検及び保守

検査対象

- 1) 防護設備の点検及び保守を定めた文書
- 2) 防護設備の点検及び保守に関する記録
- 3) 維持管理状況

(18) PP1528 見張人の詰所における連絡手段

検査対象

- 1) 見張人の詰所における連絡手段

(19) PP1529 監視所

検査対象

- 1) 監視所

(20) PP1530 監視所の連絡手段

検査対象

- 1) 監視所の連絡手段

(21) PP1801 教育及び訓練

検査対象

- 1) 特定核燃料物質の防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育実績
- 2) 被教育者の理解度

4.2 チーム検査

(1) PP1529 監視所

検査対象

1) 監視所

別添 1 検査指摘事項等の詳細

(1)

件名	柏崎刈羽原子力発電所 防護区域等の出入管理システムの一部機能喪失
監視領域(小分類)	核物質防護
検査運用ガイド	PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行) PP1514 出入口における鍵の管理 PP1526 防護設備の点検及び保守
検査項目	防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行) 出入口における鍵の管理 防護設備の点検及び保守
検査対象	防護区域等への常時立入者としての証明書等を発行された者 鍵貸出し簿 防護設備の点検及び保守を定めた文書、防護設備の点検及び保守に関する記録、維持管理状況
検査種別	チーム検査／日常検査
検査指摘事項等の重要度/深刻度	緑/SLIV(通知なし)
検査指摘事項等の概要	令和8年3月4日、検査官が原子力規制検査(日常検査)において、柏崎刈羽原子力発電所で発生した「6・7号機中央制御室における不適切な退域事案(令和8年2月18日発生)」について事業者の詳細を確認したところ、本件は、装置に係る不具合が是正されなかったこと等が原因であったことが判明した。 これを受け、3月10日から実施した原子力規制検査(基本検査)において、 ア 運転員Aは、IDカードを中央制御室に置いたまま退域ゲートに入り退域できない状態となったこと イ その際、先の退域した運転員Bは、ゲート内で慌てた運転員Aを助けるため自身のIDカードを使用して運転員Aを退域させたこと ウ 運転員BのIDカードで退域操作を行った場合、本来退域エラーとなる機能であるが、エラーが発生せず不適切な退域を阻止できなかったこと エ この中央制御室退域時のエラーが発生しなかったことは、システムに不具合が発生していたためであり、同様の不具合は防護区域及び周辺防護区域ゲートにおいても発生

	していること オ 事業者は出入管理装置の不具合が多発していることについて認識していたが適切な対処を講じていなかったこと等を確認した。 IDカードの不適切な管理及び使用、並びに防護区域及び周辺防護区域ゲートにおいて出入管理システムの不正出入の監視機能の一部喪失が多発している状態は、規制要求を満足することに失敗している状態である。これらの失敗は、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。 このパフォーマンス劣化は、「核物質防護」の監視領域(小分類)「核物質防護」の評価領域の属性「出入管理」及び「物理的防護」に関連付けられ、当該監視領域(小分類)の目的に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。 当該検査指摘事項について、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書5 防護措置に関する重要度評価ガイド」に基づき評価を行った結果、重要度は「緑」と判定する。 さらに、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、「規制活動への影響」等の要素は確認されておらず、重要度評価の結果も踏まえ、深刻度は「SLIV」と判定する。また、本件は同ガイド「3.3(2)」の要件を満足することから、違反等の通知は実施しない。
事象の説明	令和8年3月4日、検査官が原子力規制検査(日常検査)において、柏崎刈羽原子力発電所で発生した「6・7号機中央制御室における不適切な退域事案(令和8年2月18日発生)」について事業者の詳細を確認したところ、本件は、装置に係る不具合が是正されなかったこと等が原因であったことが判明した。これを受け、3月10日から4月7日にかけて実施した原子力規制検査(チーム検査)において以下の内容を確認した。 ア 運転員AとBは所用のため中央制御室入退域ゲートから退域する際、運転員AはIDカードを未所持のまま入退域ゲートに入ったため同ゲートから退域できない状態となった。 イ その際、先に正規手順で退域した運転員Bが慌てた運転員Aを助けるため、自身のIDカードを使用し運転員Aを同ゲートから退域させた。

	ウ 運転員 A の ID カードは中央制御室内にあり、執務中に暑くなったため制服上着を脱いだ際 ID カードも一緒に首から外し、その状態のまま退域したもので、入域時は正規の手順で入域されていた。 エ この退域の際、運転員 B は先に自身の ID カードを使用し退域し、自身の退域に続いて同 ID カードで運転員 A を退域させたが、本来は運転員 A はゲートエラーにより退域できないシステムであるが同機能が動作せず（以下、「当該不具合」という。）運転員 A は退域した。 オ 当該不具合発生中も、入域資格判定（ID カードの有効性）及び入域区分判定（許可のないゲートの通過は不可）は機能していた。 カ 当該システムは、平成 16 年度から運用開始し、平成 28 年頃から経年劣化に伴う当該不具合が、多発している状況にあった。 キ 当該システムは、平成 30 年に保守点検を含む委託会社とのリース契約を終了後は、事業者による保守管理が行われていた。また、製造中止に伴い令和 2 年にメーカーによる故障部品の修理・交換のメンテナンス対応は終了している。 ク メーカーによる故障部品メンテナンス対応が終了した後も、システムの具体的な更新計画は作成されず、当該不具合が発生した際は、ゲートの使用中止措置、故障部品は予備品への交換や他システムからの部品の流用、短時間で自動復旧するものは処置することなく継続使用していた。 ケ 当該不具合の発生は、システムで認知することが可能であり、当該不具合発生時には当該ゲートの使用中止とする手順は定められているものの、当該不具合は多発しており、数分で自動復旧する大多数の不具合は、その措置を行われていなかった。 本事案を受け事業者は、運転員 A、B に対し、ID カードの使用、装着等について再教育及び全ての運転員へ周知を行ったうえで事例検討を実施すること、並びに当該不具合が多発していることから、システム更新までの間は、不正な出入りが行われないことを常時監視する措置を講じた。
検査指摘事項の重	[パフォーマンスの劣化]

要度評価等	規制要求において、厳格な出入管理実施のため ID カードは常時所持、掲示すること及び ID カードは厳重に管理させ指定者以外の取扱いを禁止することが求められているところ、本件は、運転員 A は中央制御室内で ID カードを外しその状態のまま同室から退域したこと、その退域の際に運転員 B が自身の ID カードを使用したことは規制要求を満足することに失敗している。 また、防護区域及び周辺防護区域の出入管理では、ID カードの不正使用監視のための機能の不具合が発生し機能が正常化するまでの間は代替措置を講ずることが求められているところ、本件は不具合発生時に機能が動作しなかったこと及び代替措置を実施されていなかったことについても規制要求を満足することに失敗している。 これらの失敗は、ID カードの取扱いについては出入要領に関する教育及び掲示物で周知されていること並びに当該不具合発生時には当該ゲート閉鎖措置とする手順が定められていることから、合理的に予測可能であり、予防する措置を講ずることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。 [スクリーニング] ステップ 1 当該パフォーマンス劣化は、核物質防護を維持し、確保することに関して、事業者が規制要求及び自主基準を満足することに失敗している状態である。 また、この失敗は、運転員に対する教育を適切に実施すること、ゲートにおける不具合発生時に定められた手順に従って必要な措置を実施していれば回避することは可能であった。 ステップ 2 当該不具合が是正されないままであれば、ID カードが不正使用されるおそれがあり、その結果、核物質防護上重大な問題をもたらす可能性があり、核物質防護を維持することに影響を与えていると認められる。また、防護区域及び周辺防護区域ゲートにおいてシステムの機能が一部喪失しており、監視領域（小分類）の目的に悪影響を及ぼして
-------	--

	いる。 以上より、当該パフォーマンス劣化は検査指摘事項に該当すると判断した。 [重要度評価] 1 初期評価結果 核物質防護に係る重要度評価に関するガイドの表2「重要度評価の附属書の選定ルート」を基に判断したところ、当該指摘事項は、「附属書5」で判断することとなる。 2 重要度評価結果 本件の検査指摘事項については、次のパフォーマンス劣化を認める。 (1) 防護区域等への人の立入り (2) 防護区域等への人の立入り (3) 鍵の管理 (4) 核物質防護設備の点検及び保守 (5) 核物質防護設備の点検及び保守 附属書のフロー図を基に、検査指摘事項が影響を及ぼす区域及び悪影響を及ぼしている防護措置の要件を確認した結果、当該検査指摘事項で最も影響が大きい区域は防護区域となり、物理的防護における防護措置の要件をTierⅠ～TierⅢごとに集計し、影響を受けるプログラム要素の合計数を採点表により採点したところ、 ・ 立入承認：TierⅡ：2点 ・ 物理的防護：TierⅠ2点 ：TierⅡ1点 と合計点は「5点」となり、評価表により検査指摘事項の重大性を特定した結果、合計点が0～6点は緑の評価となることから、重要度評価は「緑」と判定する。
規制措置	[深刻度評価] 検査指摘事項は、IDカード不適切な管理及び使用、並びにシステムの機能が一部喪失したものであり、核物質防護に実質的な影響を及ぼすものであるが、「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、深刻度の評価において考慮する「規制活動への影響」等の要素は

	確認されなかったことから、検査指摘事項の重要度評価の結果も踏まえ、事象の深刻度は「SLIV」と判定する。 また、事業者において是正措置が講じられていることを確認しており、同ガイド「3.3(2)」の要件を満足することから、違反等の通知は実施しない。
整理番号	J05-202608-01

核物質防護に係る重要度評価に関するガイド (GI0012_r4)

原子力規制庁
放射線防護グループ
核セキュリティ部門

表 2－重要度評価の附属書の選定ルート

表 1 の内容を踏まえて、A から D の質問に「はい」か「いいえ」で答えること。A から D の全ての質問に対する答えが「いいえ」の場合は、**附属書 5**に進むこと。

A. 特定核燃料物質の管理

検査指摘事項は、特定核燃料物質の管理に関するものか。

- ☐ 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書 1**に進むこと。
- ☐ 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

B. 核物質防護情報の管理

検査指摘事項は、核物質防護情報の管理に関するものか。

- ☐ 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書 2**に進むこと。
- ☐ 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

C. 物理的防護に関する重要度スクリーニング

検査指摘事項は、物理的防護に関する検査指摘事項であって、以下の重要度スクリーニング開始基準のいずれかに該当しているか。

1. 以下のような事例が確認された場合において、タイムライン評価基準を達成できていなかった。
 - ・ 立入制限区域、周辺防護区域又は防護区域の扉に鍵がかかっておらず、人が自由に出入りできる状態になっていた。
 - ・ 事業者が故意に核物質防護システムを停止又は使用不能な状態としていた。
 - ・ 核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態によって、無許可・未検知での立ち入りができる状態になっていた場合において、事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態（適切に設計、設置されておらず、期待される機能を果たすことができるよう維持されていない状態）であることを特定できていなかった、又は事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態を事前に特定できていたにもかかわらず、是正処置を適切・迅速に実施していなかった。
2. 妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品の持込み点検が適切に実施されず、大規模な妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品を防護区域内に持ち込まれた。
3. 立入り許可を受けていない不審な車両が周辺防護区域内又は防護区域内で発見された。

- ☐ 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書 3**に進むこと。
- ☐ 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

D. 管理されていない開口部

検査指摘事項は、管理されていない開口部に関するものか。

- ☐ 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書 4**に進むこと。
- ☐ 「いいえ」の場合は、**附属書 5**に進むこと。

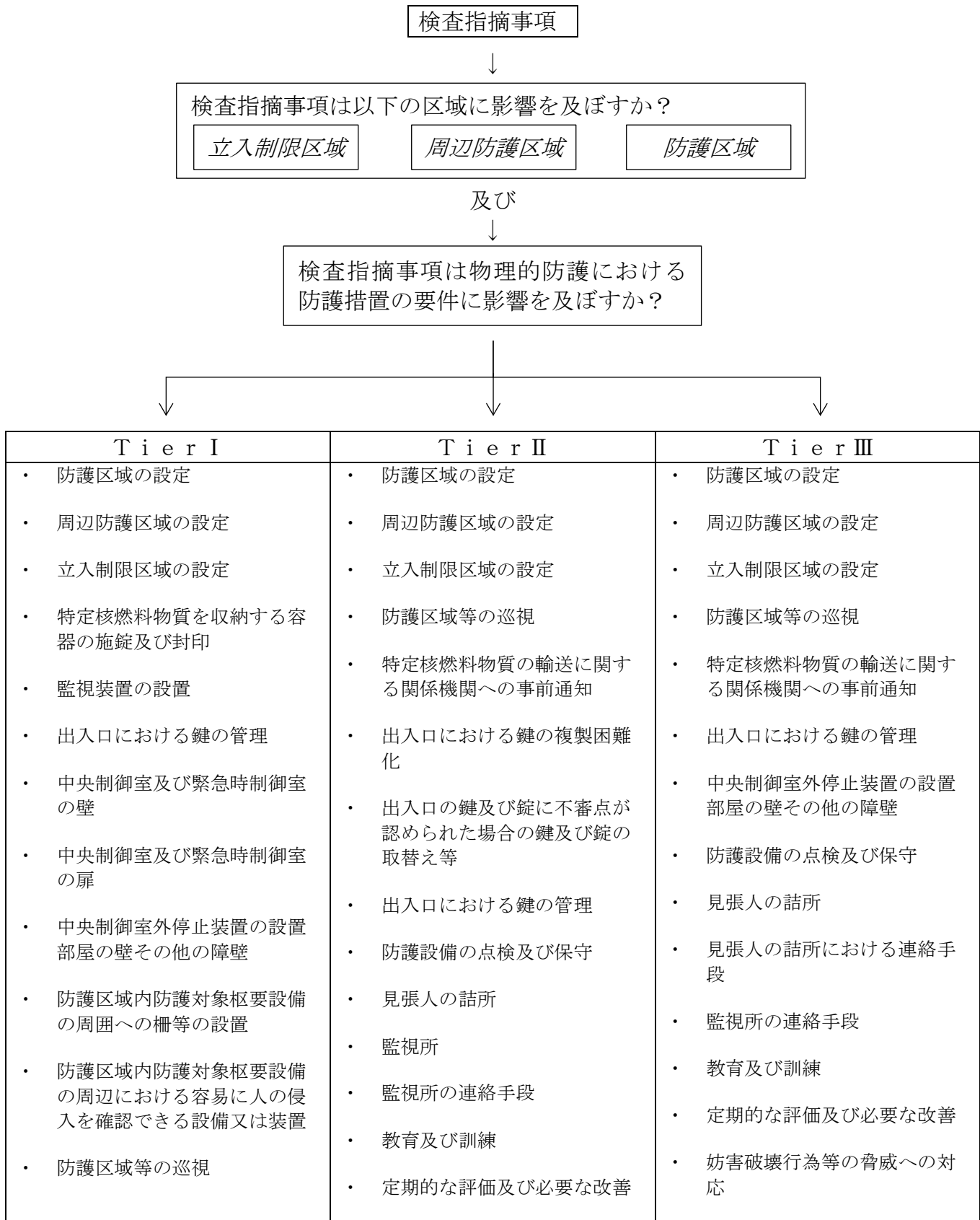
附属書 5

防護措置に関する重要度評価ガイド

図 1－立入承認



図 3－物理的防護



採 点 表

立入 承認	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける 区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

立入 承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける 区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

立入 承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける 区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける 区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける 区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける 区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																					
	Tier I																					
影響を受ける 区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12	13
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	13	13	13

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier II																	
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7	7	8
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	5	5	5	6	6	7	7	7	8	8	8
防護区域	1	2	3	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	9	10	10	10

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier III																	
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2	2										
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3	3										
防護区域	0	1	2	3	3	3	4	4										

情報システム防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier I						
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7
防護区域	2	3	4	5	6	7	8

情報システム防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5
防護区域	1	2	3	4	5	5	6

情報システム防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier III						
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3
防護区域	0	1	2	3	3	3	4

核物質防護体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier I						
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7
立入制限区域	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	3	4	5	6	7	8	9

核物質防護体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7
防護区域	2	3	4	5	5	6	7

核物質防護体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier III						
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7
立入制限区域	0	0	1	1	2	2	3
周辺防護区域	0	1	1	2	2	3	3
防護区域	1	1	2	2	3	3	4

評 価 表

数 値	色
0 - 6	緑
7 - 15	白
16 - 25	黄
26+	赤